キャリアアップ助成金が変わります

~コースの区分の統合など主な変更点のご案内~【平成29年4月1日改正分】

キャリアアップ助成金は平成29年4月より、全てのコースで生産性要件 が設定されます(※)

1. コース区分の変更

- これまでの3コースが8コースに変わります!
 - ①正社員化コース
 - ②人材育成コース
 - ③処遇改善コース
 - a 賃金規定等改定
 - b 共通処遇推進制度
 - (a)健康診断制度
 - (b)賃金規定等共通化
 - c 短時間労働者の労働時間延長

- ①正社員化コース
- ②人材育成コース
- ③賃金規定等改定コース
- ④健康診断制度コース
- ⑤賃金規定等共通化コース
- ⑥諸手当制度共通化コース
- ⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- ⑧短時間労働者労働時間延長コース
- 新規

2. 正社員化コース

拡充 < >は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額

新規

○ 正規雇用労働者に「多様な正社員(勤務地・職務限定・短時間正社) 員)」を含めることとし、多様な正社員へ転換した場合の助成額を増額

【平成28年度】

有期→多様:1人当たり40万円(30万円) 無期→多様:1人当たり**10万円(75,000円)**

【平成29年度】

有期→正規:1人当たり57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)

無期→正規:1人当たり28万5,000円 <36万円> (21万3,750円 <27万円>)

3. 人材育成コース

- 中長期的キャリア形成訓練の様式が一般職業訓練と統合されます。
- 1年度1事業所あたりの支給限度額が、500万円から1,000万円に なります
- ※生産性要件の詳細については、こちらのページをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000159251.pdf

4.諸手当制度共通化コース

新規

- 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新た に設け、適用した場合に助成
 - 1事業所当たり 38万円 < 48万円 > (28万5,000円 < 36万円 >)
 - く1事業所当たり1回のみ>

5. 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

○ 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者 等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成

基本給の増額割合に応じて、

3%以上5%未満:

1人当たり19,000円 <24,000円> (14,250円 <18,000円>)

5%以上7%未満:

1人当たり38,000円 <48,000円> (28,500円 <36,000円>)

7%以上10%未満:

1人当たり47,500円 <60,000円> (33,250円 <42,000円>)

10%以上14%未満:

1人当たり76,000円 <96,000円> (57,000円 <72,000円>)

14%以上:

1人当たり95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)

- <1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は30人まで>
- ※ 本コースは、平成32年3月31日までの暫定措置となります。
- **※ 対象労働者が複数以上であり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の** 支給額が適用されます。
- 事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。
- すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前 にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。
- ※ キャリアアップ助成金のコース一覧は裏面をご参照下さい。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
- ※ 非正規雇用労働者のキャリアアップ支援に参考となる好事例等をご紹介しています。 「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」 http://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/

